

境港管理組合の役務の調達で、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を行う見込みがあるものについて、境港管理組合会計規則（昭和 39 年管理組合規則第 1 号）第 112 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり公表する。

令和 5 年 5 月 15 日

境港管理組合
港湾管理委員会事務局長

- 1 調達する役務
令和 5 年度弥生緑地維持管理業務委託（除草）
- 2 業務内容及び実施場所
境港管理組合が管理する港湾緑地内の除草作業及び集草、運搬処分する作業

業務委託の場所 弥生緑地（境港市弥生町）の東側一部（米川以東の約 2,800m²）
- 3 調達の理由
緑地内の除草を定期的実施し、緑地の適正な環境を維持することにより、住民の快適な緑地の利用を図る。
- 4 契約予定時期
令和 5 年 5 月 31 日
- 5 委託期間
令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 11 月 30 日まで
- 6 問合せ先
鳥取県境港市大正町 215 番地
境港管理組合 港湾管理委員会事務局 総務課 担当：谷本 大輔
工務課 担当：岡田 晋吾
電話：0859-42-3705 ファクシミリ：0859-42-3735